路外駐車場等の設置届出等の処理,指導・助言等

根拠法令:高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 鹿児島県福祉のまちづくり条例,移譲対象:全市町村(全町村)

1 移譲事務の概要及び移譲状況

(1) 移譲事務の内容

- 一定規模以上で利用に駐車料金を徴収する路外駐車場の設置・変更の届出の処理、指導
- 助言及び調査の実施等
- 駐車場の設置・変更に係る届出等の処理
- 届出内容が基準に適合しないと認められる場合の必要な指導・助言等

(2) 移譲のメリット

- 内容が類似する「駐車場法に基づく路外駐車場」の設置等については、権限移譲等により全市町村が窓口となっており、当該事務の権限移譲により、事業者にとって手続き窓口の一元化及び移動負担の軽減など更なる利便性向上につながる。
- 「駐車場法に基づく路外駐車場」の設置等と一体的に事務処理を行うことで、届出処理等に当たっての県・市町村間の調整が不要となるなど、事務処理が効率化されるとともに、基準への適合性の一体的な判断が可能となる。

(3) 移譲事務に関する県の支援策

① 財源措置

権限移譲準備金及び交付金等により事務処理に必要な経費等を措置

- ② 事務処理体制の整備
 - 事務処理マニュアル(鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル)の提供
 - 移譲後における随時の情報提供及び相談対応

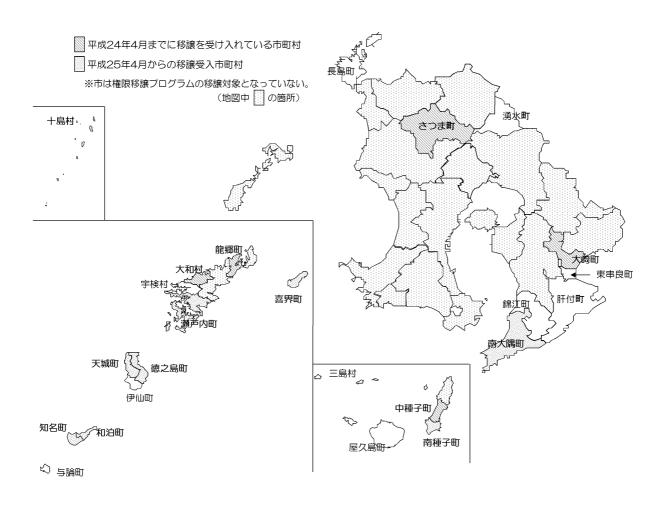
(4) 平成25年4月時点での移譲状況

①プログラム番号1-30

「特定路外駐車場の設置の届出の受理等」

| 移譲対象 | | 移譲対象市町村数 | 移譲受入市町村数 | 移譲率 ※ | | |
|---------|-------------------------------------|----------|----------|--------|--|--|
| 全市町村 | | 24 | 14 | 58. 3% | | |
| 年度別移譲状況 | | | | | | |
| 年度 | 移譲市町村 | | | | | |
| H24年4月 | 十島村,さつま町,大崎町,中種子町,大和村,龍郷町 | | | | | |
| H25年4月 | 南大隅町,南種子町,瀬戸内町,喜界町,徳之島町,天城町,和泊町,知名町 | | | | | |

※ 「移譲率」=「移譲受入市町村数」÷「移譲対象市町村数」

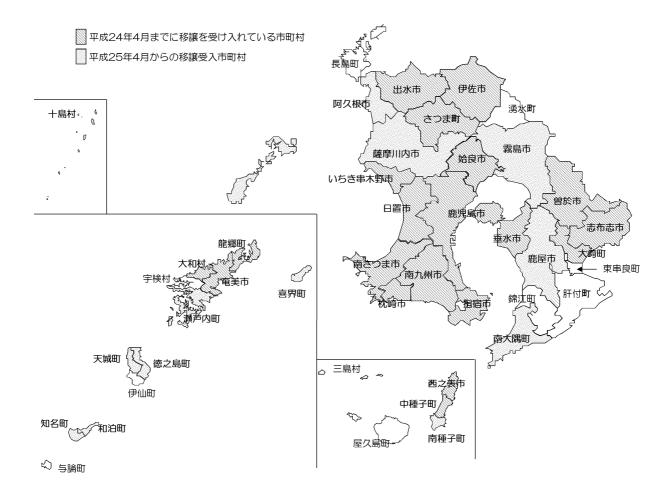


②プログラム番号3-4

「特定公共的施設(駐車施設)の新築等の届出の処理、指導・助言等」

| 移譲対象 | | 移譲対象市町村数 | 移譲受入市町村数 | 移譲率 ※① | | |
|---------|---|----------|----------|--------|--|--|
| 全市町村 | | 43 | 33 | 76. 7% | | |
| 年度別移譲状況 | | | | | | |
| 年度 | 移譲市町村 | | | | | |
| H12年4月 | 鹿児島市 ※② | | | | | |
| H24年4月 | 枕崎市, 出水市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 日置市, 曽於市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 姶良市, 十島村, さつま町, 大崎町, 中種子町, 大和村, 龍郷町 | | | | | |
| H25年4月 | 鹿屋市,阿久根市,薩摩川内市,霧島市,南大隅町,南種子町,瀬戸内町, 喜界町,徳之島町,天城町,和泊町,知名町 | | | | | |

- ※① 「移譲率」=「移譲受入市町村数」÷「移譲対象市町村数」
- ※② 鹿児島市は、権限移譲プログラムのメニューとして追加される前に移譲済



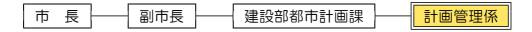
2 移譲市町村の取組状況等

◎出水市(平成24年4月から移譲)の事例

(1) 移譲後の事務処理体制

3名

《内訳》都市計画課:3名(課長,係長,担当)

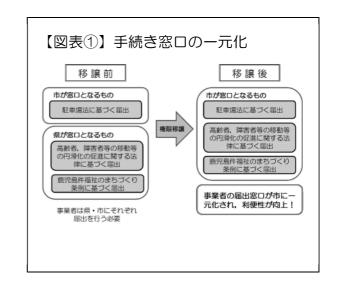


(2) 移譲受入れを決定した経緯

出水市では、以前から駐車場法に基づく駐車場の設置などに関する事務の権限移譲を受け入れていた。

しかしながら,移譲受入後に「鹿児島 県福祉のまちづくり条例」や「高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関す る法律」などの駐車場設置に関連した法 令が新たに施行され,これらの届出等の 窓口が県となっていたことから,事業者 が駐車場の設置などを行う際に,市と県 の双方に出向く必要があり,手続きの煩 雑化を招いていた。

このため、駐車場の設置に関する各種 事務の窓口を市に一元化することで、届 出の負担軽減と提出書類の簡略化を図れ



ると判断し、県と協議を行い、平成24年4月から権限を受け入れている。

(3) 移譲事務の処理状況

平成24年度は、事業者からの相談への対応や設置等の届出処理の事例はない。

(4) 移譲を受けて効果のあった点や今後期待されること

権限移譲の受入れによって、駐車場に関する届出の窓口が出水市に一元化されたことで、 事業者が駐車場を設置する際、県で手続きを行う必要がなくなり、全て市の窓口で行える ようになった。

このことで, 手続きの簡素化が図られ るとともに、駐車場の構造及び設置に関 して、一体的に基準の適合性を判断でき るようになった。

また, 事業者が県庁まで出向く必要が なくなり、事業者の移動負担が解消され ている。

出水市では、このようなことから、権 限移譲によって事務処理の効率化及び事 業者の利便性向上につながったと考えて いる。



(5) 移譲事務の処理に関する留意点等

現在のところ、出水市内には駐車場法による届出駐車場が2カ所設置されているが、「鹿 児島県福祉のまちづくり条例」等の施行後の駐車場の設置・変更に係る届出実績はないこと から、経験が不足しており、事務処理を適切かつ迅速に対応して行くための職員の資質向上 が課題となっている。

一方で、九州新幹線の全線開通により出水駅周辺駐車場の利用者が増加しており、今後、 新たに対象施設が設置される可能性があることから、今後、県との連携及び他市町村との情 報交換等を行いながら、的確な事務処理体制の確立に取り組む意向である。

【図表③】出水市内の有料駐車場(駐車場法による届出駐車場)

〇出水駅西口第2駐車場



·供用面積:4,404㎡ • 駐車台数: 146台

〇出水公会堂駐車場



•供用面積:2,829㎡ 駐車台数:81台